

入札説明書

マイナポータル操作サポート業務委託の入札等については、関係法令等に定めるもののほか、この入札説明書による。

1 希望型指名競争入札に付する事項

(1) 件名

マイナポータル操作サポート業務委託

(2) 委託内容

別添「仕様書」のとおり

(3) 履行場所

千葉市総務局情報経営部業務改革推進課及び本市が指定する場所

(4) 契約期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）

2 入札参加資格

希望型指名競争入札に参加を希望する者は、次のすべての要件を満たさなければならない。

(1) 令和6・7年度千葉市委託入札参加資格者の審査を受け、資格を有すると認められている市内又は準市内業者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者で、次の各号のいずれにも該当しないものでなければならない。

ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者

イ 当該業務の入札日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）の更生手続開始の申立てをした者で同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされていないもの

エ 民事再生法（平成11年法律第225号）の再生手続開始の申立てをした者で同法に基づく裁判所からの再生計画認可決定がなされていないもの

オ 千葉市内において、都市計画法（昭和43年法律第100号）に違反している者

カ 千葉市内に本店又は営業所等を有する者にあっては、千葉市税（延滞金を含む）を完納していないもの

キ 千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領（昭和60年8月1日施行）又は千葉市建設工事請負業者等指名停止措置要領（昭和60年8月1日施行）に基づく指名停止措置等を、対象業務の入札参加申請期限の日から入札日までの間に受けている者

(3) 令和4年度以降に都道府県又は市区町村窓口等において、本件と同規模以上のマイナンバーカードの健康保険証としての利用申込及び公金受取口座の登録の支援（マイナポイント申込支援の一部として履行した実績でも可とする。）の履行実績があること。

なお、本履行実績を証する契約書、仕様書及び履行実績（窓口応対人数等）を提出すること。

3 希望型指名競争入札参加申込書の提出

希望型指名競争入札に参加を希望する者は、希望型指名競争入札参加申込書及び関係資料を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 提出期間

令和7年2月27日（木）9時00分から令和7年3月6日（木）17時00分まで

ただし、郵送の場合は、上記提出期間内に書留郵便にて、必着とする。

(2) 提出場所

千葉市総務局情報経営部業務改革推進課

(3) 提出方法

持参又は郵送

(4) 提出書類

ア 希望型指名競争入札参加申込書

イ 令和4年度以降に都道府県又は市区町村窓口等において、本件と同規模以上のマイナンバーカードの健康保険証としての利用申込及び公金受取口座の登録の支援（マイナポイント申込支援の一部として履行した実績でも可とする。）の履行実績があることを確認できる契約書の写し等

※契約書の提出に当たっては、仕様書等の実施体制が把握できる書類を添付すること。

ウ 滞納無証明

市税（延滞金も含む）に滞納がないことを証明するものとして、市税事務所市民税課、市税出張所又は市民センターにて発行している。

(5) 入札参加資格確認結果の通知

令和7年3月10日（月）までに申請者に、入札通知書または非指名通知書を発送する。

4 仕様書に関する質問の受付

(1) 提出期間

令和7年2月27日（木）9時00分から令和7年3月6日（木）17時00分まで

(2) 提出方法

仕様書に関する質問書兼回答書を後記8の契約事務担当課に電子メールで提出すること。

(3) 質問に対する回答期限

令和7年3月10日（月）

(4) 回答方法

当該質問提出期間内に受理したすべての質問内容及び回答を、全入札参加者に対して電子メールで回答する。

5 入札手続等

(1) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時 令和7年3月14日（金） 11時00分

イ 場所 千葉市総務局情報経営部業務改革推進課 高層棟5階 M501会議室

※入札会場が変更となった場合は、別途通知する。

(2) 入札書類

- ア 入札書
 - イ 積算内訳書
- ※本市指定の様式を使用して提出すること。
- ウ 委任状（代理人の場合）
 - エ 入札通知書（写しでも可）

(4) 入札書に記載する金額

入札金額は、本件委託にかかる一切の諸経費を含め見積もること。なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(5) 入札保証金

要。ただし、千葉市契約規則第20条の2に該当する場合は免除とする。

(6) 落札者の決定方法

予定価格及び最低制限価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする（最低制限価格に満たない応札をした者は失格とする。）。

(7) 無効となる入札

千葉市契約規則第16条の規定に該当する入札は、これを無効とする。

6 契約の手続等

(1) 契約保証金

要。ただし、千葉市契約規則第29条に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要。

(3) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(4) 契約条項等の閲覧

千葉市契約規則等は、後記8の契約事務担当課で閲覧できる。

7 添付書類

- (1) 入札の心得
- (2) 委託契約書（案）
- (3) 仕様書
- (4) 希望型指名競争入札参加申込書
- (5) 仕様書に関する質問書
- (6) 入札書
- (7) 積算内訳書
- (8) 入札辞退届

(9) 委任状

8 契約事務担当課

〒260-8722

千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市役所高層棟5階

千葉市総務局情報経営部業務改革推進課

電話 043-245-5706

メール gyomukaikaku.GEI@city.chiba.lg.jp